

岩沼市運送事業者等燃料費高騰対策支援金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、燃料費高騰により厳しい経営状況に置かれている市内に事業所を有する道路運送事業等を営む者に対し、岩沼市運送事業者等燃料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、日本の物流を支えていただくための事業の維持又は継続の下支えを目的とする。その交付等に関しては 岩沼市補助金等交付規則（平成9年規則第13号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路運送事業等 次に掲げる事業をいう。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「運送事業者法」という。）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業

イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業

エ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業

(2) 運送事業者等 現に道路運送事業等を営む者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く。）

イ 事業を営む個人

(3) 車両保有台数 道路運送事業等の用に供する自動車で、運送事業者等が令和4年11月1日（以下「基準日」という。）以前から所有又はリース契約等に基づき借用している車両（基準日時点で自動車検査証が有効期間内にあるものに限る。）の数をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす運送事業者等とする。

(1) 基準日以前から岩沼市内に事業所等を有し、道路運送事業等を営んでいること。

(2) 交付申請時点において道路運送事業等に必要な許可又は認定を全て有し、岩沼市内で道路運送事業等を実施していること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 交付申請後においても、岩沼市内で道路運送事業等を継続する意思を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には支援金を交付しない。

(1) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(5) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7) その他、本支援金の目的及び趣旨から市長が適切でないとは判断する者
(支援対象車両)

第4条 支援金の交付対象となる車両(以下「対象車両」という。)は、交付対象者が道路運送事業等の用に供するための車両であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 自動車検査証において使用の本拠の位置が岩沼市内にあるもの
- (2) 交付対象者が営む運送事業等の区分に応じ、それぞれ次に定める車両であること。
 - ア 貨物自動車運送事業 自動車検査証において自家用・事業用の別が事業用であること。
 - イ 一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業 自動車検査証において自家用・事業用の別が事業用であること。
 - ウ 自動車運転代行業 運転代行業法第2条第7項の規定する随伴用自動車
- (3) 電気を動力源としない内燃機関を有した車両であること。
- (4) 被牽引自動車ではないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表の種別に応じ、一台当たりの単価に車両保有台数を乗じて得た額とする。
(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、岩沼市運送事業者等燃料費高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号アからウまでの規定による事業を営む者においては、当該事業に係る国土交通大臣の許可書又は更新許可書いずれかの写し、当該事業者が保有する車両全てに係る車検証の写し及び保有する車両全ての写真(当該交付対象車両の自動車登録番号標(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項に規定する自動車登録番号標をいう。)が写っているものに限る。)
- (2) 第2条第1号エの規定による事業を営む者においては、当該事業に係る都道府県公安委員会からの認定書の写し、当該事業者が保有する車両全てに係る車検証の写し及び保有する車両全ての写真(当該交付対象車両に係る運転代行業法第17条第1項に規定する表示事項が写っているものに限る。)
- (3) 誓約書(様式第2号。履歴事項全部証明書の本店所在地が岩沼市外にあることで、法人を代表する者が当該誓約書へ押印することが困難な場合、第9号から第11号までの書類を添付することにより、市内営業所、事業所等の長の押印にて受付可能とする。)
- (4) 振込先口座の通帳等の写し
- (5) 交付対象者の市税の滞納がないことの証明書(発行されて3か月以内のもの)
- (6) 法人は履歴事項全部証明書の写し
- (7) 個人事業者は確定申告書の写し
- (8) 個人事業者は本人が確認できる書類の写し
- (9) 一般貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業にあつては経営許可申請書又は事業計画変更認可申請書の写し。ただし、運輸局の受付印があるものに限る。
- (10) 一般貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業にあつては許可書又は事業計画変更認可書の写し。ただし、運輸局長又は運輸支局長の押印があるものに限る。
- (11) 貨物軽自動車運送事業にあつては経営届出書又は経営変更届出書の写し。ただし、運輸局の受付

印があるものに限る。

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和5年1月31日までにしなければならない。

3 第1項の規定による申請は、1事業所につき1回に限り行うことができる。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、岩沼市運送事業者等燃料費高騰対策支援金交付決定通知書(様式第3号)又は岩沼市運送事業者等燃料費高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、交付申請に係る道路運送事業等、車両保有台数その他の確認のため、交付申請者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定を受けた者が、次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定を取り消すとともに、その交付額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) 岩沼市補助金等交付規則又はこの要領の規定に違反したとき。

(帳簿及び書類の備付け等)

第9条 交付決定を受けた者は、支援金に係る帳簿及び関係書類について、当該交付対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第5条関係)

種別	一台当たりの単価
貨物自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車	30,000円
一般乗用旅客自動車運送事業又は自動車運転代行業の用に供する自動車	20,000円